



宮 崎 県 公 報

令和2年5月7日(木曜日) 第 103 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1

頁

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1
- 公 告
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (4件) …… (農村整備課) 1
- 公安委員会規則
- 宮崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規
則…………… 3

告 示

宮崎県告示第 368号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字伊比井字向鷺巢2854-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字向鷺巢2854-1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 369号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年5月7日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家	旧	6.6～ 7.9	63.5

代字森ノ下 1090番4地 先から同郡 同村同大字 同字1090番 4地先まで	新	6.6～ 16.8	63.5
--	---	--------------	------

宮崎県告示第 370号

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2020- 1	株式会社 栄興住宅 代表取締役 原田武 寛	西諸県郡高原町大 字広原字広原4952 番 375、同番 402 、同番 404、4980 番54、同番17の一 部	6.16	51.08	令和2 年4月 22日
			～		
			6.33	35.00	
			、		
			5.44		
～	5.47				
5.50					
、					
4.53					
～					
4.57					

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、一ツ瀬川土地改良区 (西都市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	原 康次郎	児湯郡川南町大字川南 12972番地 16

(任期：令和 4 年 3 月 29 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	松 浦 博 善	宮崎市橘通西 1 丁目 5 番 30 906 号室

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 典 男	西都市大字上三財 5306 番地 4
監 事	清 昭 一	西都市大字下三財 3314

(任期：令和 5 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	清 昭 一	西都市大字下三財 3314
監 事	齊 藤 典 男	西都市大字上三財 5306 番地 4

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、鹿野田土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島 地 良 次	西都市大字鹿野田 9240 番地
理 事	川 崎 功 文	西都市大字鹿野田 2212 番地
理 事	安 藤 優	西都市大字鹿野田 220 番地 1
理 事	松 尾 洋 一	西都市大字鹿野田 8851 番地 イ

理 事	井 上 俊 一	西都市大字鹿野田 11167 番地 2
理 事	守 永 俊 一	西都市大字鹿野田 3309 番地 1
理 事	久保浦 敏 満	西都市大字鹿野田 7174 番地
監 事	長 友 正 廣	西都市大字鹿野田 222 番地
監 事	酒 井 信 二	西都市大字鹿野田 8675 番地
監 事	宮 原 敏	西都市大字下三財 801 番地

(任期：令和 6 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島 地 良 次	西都市大字鹿野田 9240 番地
理 事	川 崎 功 文	西都市大字鹿野田 2212 番地
理 事	安 藤 優	西都市大字鹿野田 220 番地 1
理 事	松 尾 洋 一	西都市大字鹿野田 8851 番地 イ
理 事	井 上 俊 一	西都市大字鹿野田 11167 番地 2
理 事	守 永 俊 一	西都市大字鹿野田 3309 番地 1
理 事	松 尾 富 雄	西都市大字鹿野田 7128 番地
監 事	長 友 正 廣	西都市大字鹿野田 222 番地
監 事	酒 井 信 二	西都市大字鹿野田 8675 番地
監 事	宮 原 敏	西都市大字下三財 801 番地

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、柳瀬土地改良区（新富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猪 俣 忠	児湯郡新富町大字新田 11526 番地
理 事	比 恵 島 寛	児湯郡新富町大字新田 11522 番地
理 事	原 田 弘 通	西都市大字現王島 96 番地

理事	金丸雅弘	児湯郡新富町大字新田 11531番地	理事	比恵島 寛	児湯郡新富町大字新田 11522番地
理事	小田勝広	児湯郡新富町大字新田 10024番地 5	理事	原田弘通	西都市大字現王島96番地
理事	白坂千年	西都市大字岡富 995番地	理事	金丸雅弘	児湯郡新富町大字新田 11531番地
理事	長友秀実	西都市大字黒生野2244番地	理事	小田勝広	児湯郡新富町大字新田 10024番地 5
理事	木浦泰蔵	西都市大字岡富 749番地2	理事	白坂千年	西都市大字岡富 995番地
監事	永野勝司	児湯郡新富町大字新田 11527番地	理事	長友秀実	西都市大字黒生野2244番地
監事	安岡宏一	西都市大字岡富 742番地	理事	木浦泰蔵	西都市大字岡富 749番地2
			監事	永野勝司	児湯郡新富町大字新田 11527番地
			監事	安岡宏一	西都市大字岡富 742番地

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	猪俣 忠	児湯郡新富町大字新田 11526番地

公安委員会規則

宮崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月7日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

宮崎県公安委員会規則第6号

宮崎県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

宮崎県公安委員会運営規則（昭和30年公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(会議の定足数及び議決) 第8条 [略]	(会議の定足数及び議決) 第8条 [略]
2 [略]	<u>2 会議の開催に際し、委員が速やかに会議室に参集することが困難であるとき、委員は、警察電話、テレビ電話等により出席することができる。</u>
	<u>3 [略]</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--